菅牟田小学校 いじめ防止基本方針

【学校教育目標】

自他を大切にし、自立に向けて自分を研く菅牟田っ子

【家庭・地域との連携】

- PTA役員
- 校区公民館三役
- 校区民生委員 児童委員
- 校区青少年指導員

【いじめ対策推進委員会】

(目的)

本委員会は、いじめ等の早期発見に努め、学校において児童が、心身共に健全に生活できるための環境つくりを行うために組織されたものである。

(組織構成)

校長‧教頭‧生徒指導担当‧各担任‧養護教諭

【関係機関との連携】

- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・心の教室相談員
- 児童相談所
- ・ 県総合教育センター

【教育活動】

- 全教科,領域等 の活動における自 尊感情の育成と他 者理解の重点的指 導の充実
- 教科学習において協働体制での課題解決学習の充実
- ・ 学校生活全般に おいて,共通実践事 項の全職員での実 践

【児童会活動等】

- ・ 児童自らいじめ 防止活動(「いじめ ゼロ運動(仮称)」の 積極的な参加
- 学級会等でのいじめを議題とした話合い活動の実施

【いじめの防止】

- 1 児童一人一人を大切にした学級経営を充実させる。けんかやふざけ合いであっても、児童の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを正しく判断する。
- 2 全教科・領域等における、継続的な「心の教育」の推進並びに充実を図る。
- 3 児童会を中心とした、「校内人権週間」を実施する。
- 4 PTA活動や家庭教育学級等での人権・同和教育研修の充実を図る。
- 5 職員間の密な情報交換を行い、担任の孤立を防ぐ。(職員のメンタルケア)

【いじめの早期発見】

- 1 情報の共有化からの全職員態勢での生徒指導の充実を図る。
 - (毎週月曜日の生徒指導連絡会の実施)
- 2 児童の言動や服装, 持ち物等からのいじめサインのチェックを行う。
- 3 定期的な「いじめアンケート」「学校楽しぃーと」の実施からの的確な実態を把握する。
- 4 保護者との連絡・連携を密に図り、早期の情報収集を行う。

【いじめに対する措置】

- 1 いじめ発生確認後は、迅速に関係職員で編成したチームで児童並びに保護者への対応を行う。
- 2 いじめを受けた児童・いじめをした児童共に心のケアを行う。
- 3 必要に応じ関係機関と連携をとり、関係児童のメンタルケア等を行う。
- 4 警察等の外部機関と連携を図る際は、児童の人権面を考慮し対応する。

【生徒指導体制】

- 毎週月曜日の生徒 指導連絡会の実施
- 情報の共有化
- チームでの迅速か つ臨機応変な対応 の充実
- 児童の人権擁護
- SC, SSWとの 連携

【職員研修体制】

- 人権・同和教育研修の充実
- いじめの実態把握からの課題点の洗い出し。
- いじめの全国傾向の把握
- 学校たのしいーと 結果の活用
- ・ いじめ防止啓発資 料等の積極的な活 用

月	月目標	計画及び評価	実態把握等	各教科•道徳•特別活動等	児童会活動	情報モラル関係	教育相談	職員研修等
4	児童の心身両面の実 態把握に努める	年間及び1学期の活 動計画の検討		いじめ防止・人 権尊重の日常化	「いじめ問題を 考える週間」	各教科等におけるモ ラル教育の日常化	家庭訪問 随時教育相談	生徒指導連絡会(毎週月曜日)
5	児童実態からの具体 的対応を行う。	実態に基づいた対応 策の検討	いじめアンケート (毎月1日に実施)					
6	児童の変化の早期発 見に努める。							
7	長期休業に向けての 取組を行う。	取組評価	学校楽しぃーと 自己評価 生活アンケート				健康相談(養護)	取組結果から
8	長期休業中の児童把握を行う。	取組評価からの課題 と解決策の検討						生徒指導事例 人権教育研修
9	学期始めの児童の変化 の早期発見に努める	2学期の活動計画の 検討			「いじめ問題を 考える週間」		教育相談 健康相談(養護)	
10	児童の心身両面の実 態把握に努める							
1	児童の変化の早期発 見に努める。							
12	長期休業に向けての 取組を行う。	取組評価 課題と解決策の検討	自己評価 学校楽しぃーと 生活アンケート		「校内人権週間」			取組結果から
1	学期始めの児童の変化 の早期発見に努める	3学期の活動計画の 検討		道徳授業参観	「心の教育の日」			いじめ対策推 進委員会
2	児童の変化の早期発 見に努める。	取組評価からの課題 と解決策の検討	生活アンケート				健康相談(養護) 教育相談	
3	年度末の引継を確実 に行う。	次年度の活動計画検 討	自己評価	V	,	· ·	V	収組結果から